

○神奈川県警察緊急配備規程

(平成4年5月1日神奈川県警察本部訓令第25号)

最終改正 平成24年3月23日神奈川県警察本部訓令第9号

神奈川県警察緊急配備規程を次のように定める。

神奈川県警察緊急配備規程

この訓令は、神奈川県警察における特別緊急配備、緊急配備、広域緊急配備及び広域協定配備の実施について、必要な事項を定めるものである。

主な内容は

- 総則
- 緊急配備等の実施
- 広域緊急配備の実施
- 広域協定配備の実施
- 対象事件以外の事件に対する警戒措置
- 実施計画
- 雑則

等である。